

特定非営利活動法人 北九州シティオペラ 定款（2019年6月8日変更）

第1章 総則

（名称）

第1条 この法人は、特定非営利活動法人北九州シティオペラ という。

（事務所）

第2条 この法人は、主たる事務所を北九州市小倉北区熊本町3丁目5番13号に置く。

第2章 目的及び事業

（目的）

第3条 この法人は、北九州市を拠点とし西日本地域全域の住民に対し、オペラを基盤とした音楽活動事業を実施する事を通して、芸術文化振興に寄与する事を目的とする。

（特定非営利法人活動の種類）

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 学術、文化、芸術の振興を図る活動。
- (2) 社会教育の推進を図る活動。
- (3) まちづくりの推進を図る活動。
- (4) 国際協力の活動。

（事業）

第5条 この法人は第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

（1）特定非営利活動に係る事業。

- ① オペラ公演及び演奏会開催事業。
- ② 市民参加による地域の音楽文化の風土づくりを目指す事業。
- ③ 青少年に対する音楽普及啓発事業。
- ④ オペラに関する研究会(勉強会・研修)による音楽関係者育成事業。
- ⑤ オペラを通した国際交流事業。

（2）その他の事業。

この法人は特定非営利活動推進法第5条に定める特定非営利活動に係る事業に関する会計から区分し特別の会計として経理しなければならないその他の事業は行わない。

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、正会員と賛助会員からなるものとし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という)上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して積極的に運営に参画する個人及び団体。
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し正会員による法人の運営及び法人が主催または参加する事業に対し支援を行う。

(正会員の入会)

第7条 正会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 正会員として入会しようとする者は、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに理由を付した書面を以て本人にその旨を通知しなければならない。

(正会員の入会金及び会費)

第8条 正会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(正会員資格の喪失)

第9条 正会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、または会員である団体が消滅したとき。
- (3) 繼続して3年以上会費を滞納し、催促を受けてもなお納入しないとき。
- (4) 除名処分を受けたとき。

(正会員の退会)

第10条 正会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(正会員の除名)

第11条 正会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その正会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき。

(正会員に対する拠出金品の不返還)

第12条 正会員の既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は返還しない。

(賛助会員)

第 13 条 賛助会員の活動は NPO 法人北九州シティオペラの活動に準じる。

2 賛助会員の入退会、会費、資格、組織、運営その他必要な事項は、別途定める NPO 法人北九州シティオペラ会則による。

第 4 章 役員及び職員

(種別及び定数)

第 14 条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3 人以上。
- (2) 監事 1 人以上。

2 理事の内、1 人を理事長、1 人を副理事長とする。

(選任等)

第 15 条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは 3 親等以内の親族が一人を超えて含まれ、または当該役員並びにその配偶者及び 3 親等以内の親族が役員の 3 分の 1 を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事またはこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第 16 条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けた時は、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前 2 号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実がある事を発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産に状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第 17 条 役員の任期は 2 年とする。ただし再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第 18 条 理事または監事のうち、その定数の 3 分の 1 を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第 19 条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員として相応しくない行為があったとき。

(報酬等)

第 20 条 役員はその総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前 2 項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第 21 条 この法人に必要に応じ事務局長その他の職員を置く。

- 2 職員は、理事長が任免する。

第 5 章 総会

(種別)

第 22 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

(構成)

第 23 条 総会は正会員をもって構成する。

(権能)

第 24 条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1)定款の変更。
- (2)解散。
- (3)合併。
- (4)事業計画及び活動予算並びにその変更。
- (5)事業報告及び活動決算。
- (6)役員の選任又は解任、職務及び報酬。
- (7)入会金及び会費の額。
- (8)借入金(その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第 49 条においても同じ)、
その他、新たな義務の負担及び権利の放棄。
- (9)事務局の組織及び運営。
- (10)その他運営に関する重要な事項。

(開催)

第 25 条 通常総会は、毎事業年度 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があつたとき。
- (3) 第 15 条第 5 項第 4 号の規定により、監事から招集があつたとき。

(招集)

第 26 条 総会は、第 24 条第 2 項第 3 号の場合を除き、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第 24 条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があつたときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電子メールをもって、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 27 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第 28 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 29 条 総会における議決事項は、第 25 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事または正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があつたものとみなす。

(表決権等)

第 30 条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、第 27 条、第 28 条第 2 項、第 30 条第 1 項第 2 号及び第 51 条の適用については総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わる事ができない。

(議事録)

第 31 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所。
- (2) 正会員総数及び出席者数(書面又は電磁的方法による表決者又は表決委任者ある場合にあっては、その数を付記する事)。
- (3) 審議事項。
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果。
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項。
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名又は記名、押印しなければならない。
- 3 前 2 項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思を表示した事により、総会の決議があつたものとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 総会の決議があつたものとみなされた事項の内容。
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名または名称。
 - (3) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名。
 - (4) 総会の決議があつたものとみなされた日

第 6 章 理事会

(構成)

第 32 条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第 33 条 理事会は、この定款で定めるものほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項。
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項。
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項。

(開催)

第 34 条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の 2 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 15 条第 5 項第 5 号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第 35 条 理事会は理事長が招集する。

- 2 理事長は、第 33 条第 2 号及び第 3 号の規定による請求があったときは、その日から 14 日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電子メールをもって、少なくとも 7 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 36 条 理事会の議長は理事長がこれに当たる。

(議決)

第 37 条 理事会における議決事項は、第 34 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(表決権等)

第 38 条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決する事ができる。

- 3 前項の規定により表決した理事は、第38条第1項第2号の適用については理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第39条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所。
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面又は電磁的方法による表決者にあっては、その旨を付記すること)。
 - (3) 審議事項。
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果。
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項。
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名、押印しなければならない。

第7章 諮問会議及び委員会等

(諮問会議)

第40条 この法人は、理事会の決定により、諮問会議をおく。諮問会議は、理事長の諮問に応じまたは理事長に対し意見を述べることが出来る。

- 2 諮問会議委員の委嘱は、理事長がこれをおこなう。
- 3 諮問会議委員は、互選をもって諮問会議議長を定める。

(運営委員会)

第41条 この法人は、理事会の決定により運営委員会を置く。運営委員会は、本会の運営全般に関し、審議を行う。

- 2 運営委員会委員は、理事長並びに理事、及び各委員会委員長・副委員長により構成される。
- 3 運営委員会議長は、理事長がこれを行う。

(事業委員会)

第42条 この法人は、理事会の決定により、事業委員会を置く。事業委員会は、本会の事業全般(公演活動 他)に関し審議を行う。

- 2 事業委員会委員の嘱託は、理事長がこれを行う。
- 3 事業委員会委員長は、理事の中から理事長が指名する。

(研修委員会)

第 43 条 この法人は、理事会の決定により、研修委員会を置く。研修委員会は、会員の演奏の技術的、芸術的向上を目指し、研修活動の計画運営を行う。

- 2 研修委員会委員の嘱託は、理事長がこれを行う。
- 3 研修委員会委員長は、理事の中から理事長が指名する。

第 8 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 44 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産。
- (2) 正会員の入会金及び会費並びに賛助会員の会費。
- (3) 寄付金品。
- (4) 財産から生じる収益。
- (5) 事業に伴う収益。
- (6) その他の収益。

(資産の区分)

第 45 条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の 2 種とする。

(資産の管理)

第 46 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て理事長が別に定める。

(会計の原則)

第 47 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第 48 条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の 2 種とする。

(事業計画及び予算)

第 49 条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

- 第 50 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じる事ができる。
- 2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

- 第 51 条 予算議決後にやむを得ない事由が生じた時は、総会の議決を得て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

- 第 52 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は毎事業年度終了後、速やかに理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。
- 2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

- 第 53 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(臨機の措置)

- 第 54 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入そのた新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第 9 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

- 第 55 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。
- (1) 目的。
- (2) 名称。
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類。
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る）。
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項。
- (6) 役員に関する事項(定数に係るものを除く)。
- (7) 会議に関する事項。
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項。

- (9) 残余財産の帰属すべき者に係る解散に関する事項。
- (10) 定款の変更に関する事項。

(解散)

第 56 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議。
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能。
 - (3) 正会員の欠亡。
 - (4) 合併。
 - (5) 破産手続開始の決定。
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し。
- 2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。
- 3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第 57 条 この法人が解散(合併又は破産手続開始の決定による解散を除く)したときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に掲げる者のうち、総会の議決により選定した者に譲渡するものとする。

(合併)

第 58 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第 10 章 公告の方法

(公告の方法)

第 59 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

第 11 章 雜則

(細則)

第 60 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会に議決を経て、理事長がこれを定める。

附則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長 蓮井 求道
副理事長 双紙 正俊
副理事長 森岡 謙一
理事 今井 昇
理事 窪田 琢也
理事 江崎 裕子
理事 横尾眞知子
理事 古野 康子
理事 室北 昌子
理事 吉松 理恵
理事 宮崎由紀子
理事 吉國 美恵
監事 土橋 一智
監事 稔田真有美

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から平成 27 年 5 月 31 日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第 44 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第 48 条の規定にかかわらず、成立の日から平成 27 年 3 月 31 日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
 - (1) 入会金 正会員(個人) 10,000 円。
正会員(団体) 1 口 50,000 円(1 口以上)。
 - (2) 年会費 正会員(個人) 20,000 円。
正会員(団体) 1 口 120,000 円(1 口以上)。

これは当法人の定款である。

特定非営利活動法人 北九州シティオペラ
理事 蓮井 求道

2015年5月31日総会にて、定款変更

変更の内容

旧（現行）	新（変更後）
第2条 この法人は、主たる事務所を <u>北九州市 小倉北区豊町一丁目6番17号</u> に置く。	第2条 この法人は、主たる事務所を <u>北九州市 小倉北区熊本3丁目5番13号</u> に置く。
第13条 この法人に次の役員を置く。 (1) 理事 12人 (2) 監事 2人 2 (略)	第13条 この法人に次の役員を置く (1) 理事 3人以上 (2) 監事 2人 2 (略)

変更年月日 平成27年6月1日

2015年6月10日総会にて、定款変更

1. 変更の内容

旧（現行）	新（変更後）
第13条 この法人に次の役員を置く。 (3) 理事 3人以上 (4) 監事 2人 2 (略)	第13条 この法人に次の役員を置く (3) 理事 3人以上 (4) 監事 1人以上 2 (略)

変更年月日 平成27年6月10日

2016年5月25日総会にて、定款変更

1. 変更の内容

旧（現行）	新（変更後）
第6条 この法人の会員は、次の1種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という)上の社員とする。	第6条 この法人の会員は、正会員と賛助会員からなるものとし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という)上の社員とする。
(入会)	(2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し正会員による法人の運営及び法人が主催または参加する事業に対し支援を行う。
第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。	(正会員の入会) 第7条 正会員の入会については、特に条件を定めない。

めない。	2 正会員として入会しようとする者は、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
(入会金及び会費) 2 会員として入会しようとする者は、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。	(正会員の入会金及び会費)
第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。	第8条 正会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。
(会員資格の喪失) 第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。	(正会員資格の喪失) 第9条 正会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。
(退会) 第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会する事ができる。	(5) (正会員の退会) 第10条 正会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会する事ができる。
(除名) 第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。	(正会員の除名) 第11条 正会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その正会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。
(拠出金品の不返還) 第12条 既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は返還しない。	(正会員に対する拠出金品の不返還) 第12条 正会員の既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は返還しない。
(賛助会員) 第13条 賛助会員の活動はNPO法人北九州シティオペラの活動に準じる。	2 賛助会員の入退会、会費、資格、組織、運営その他必要な事項は、別途定める NPO 法人北九州シティオペラ会則による。
	第14条～第39条 (条番号を変更) 第7章 諮問会議及び委員会等

第 13 条～第 38 条

(資産の構成)

第 39 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(2) 入会金及び会費。

第 40 条～第 55 条

(諮問会議)

第 40 条 この法人は、理事会の決定により、諮問会議をおく。諮問会議は、理事長の諮問に応じまたは理事長に対し意見を述べることが出来る。

2 濟問会議委員の委嘱は、理事長がこれをおこなう。

3 濟問会議委員は、互選をもって濟問会議議長を定める。

(運営委員会)

第 41 条 この法人は、理事会の決定により運営委員会を置く。運営委員会は、本会の運営全般に関し、審議を行う。

2 運営委員会委員は、理事長並びに理事、及び各委員会委員長・副委員長により構成される。

3 運営委員会議長は、理事長がこれを行う。

(事業委員会)

第 42 条 この法人は、理事会の決定により、事業委員会を置く。事業委員会は、本会の事業全般（公演活動 他）に関し審議を行う。

2 事業委員会委員の嘱託は、理事長がこれをを行う。

3 事業委員会委員長は、理事の中から理事長が指名する。

(研修委員会)

第 43 条 この法人は、理事会の決定により、研修委員会を置く。研修委員会は、会員の演奏の技術的、芸術的向上を目指し、研修活動の計画運営を行う。

2 研修委員会委員の嘱託は、理事長がこれをを行う。

3 研修委員会委員長は、理事の中から理事長が指名する。

(資産の構成)

第 44 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

	(2) 正会員の入会金及び会費並びに賛助会員の会費。
	第 40 条～第 60 条 (条番号を変更)

変更年月日 平成 28 年 5 月 25 日

2019 年 6 月 8 日総会にて、定款変更

2. 変更の内容

旧 (現行)	新 (変更後)
<p>第 5 条 この法人は第 3 条の目的を達成するため、次の事業を行う。</p> <p>(2) その他の事業。</p> <p>① 広告掲載事業。</p> <p>2 前項第 2 号に掲げる事業は、同項第 1 号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、利益を生じた場合は、同項第 1 号に掲げる事業に充てるものとする。</p>	<p>第 5 条 この法人は第 3 条の目的を達成するため、次の事業を行う。</p> <p>(2) その他の事業。</p> <p>この法人は特定非営利活動推進法第 5 条に定める特定非営利活動に係る事業に関する会計から区分し特別の会計として経理しなければならないその他の事業は行わない。</p>

変更年月日 令和元年 6 月 8 日

2019.5.19 2019年度 第2回 理事会にて決定

特定非営利活動法人 北九州シティオペラ

名 誉 職 位 規 定

第1条 この規定は、定款 第33条(3)項に定める「その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項」に該当する規定である。

第2条 この法人は、以下の名誉職位を設ける事ができる。

1. 名誉顧問
2. 名誉理事
3. 名誉芸術監督
4. 名誉音楽監督
5. 特別名誉職位
6. 特別職位 その他の名誉職位

第3条 前条に掲げる名誉職位を設け、該当する人物にその職位を授ける場合は、理事会の決議によることとし、その後に開催される総会に報告することとする。

第4条 各名誉職位を授与する基準は概ね以下のとおりとする。

1. 名誉顧問 知事、市長、国及び地方議会議員等、地域を代表する者あるいはその経験者
2. 名誉理事 この法人の理事を3期以上務め、功績のあった者
3. 名誉芸術監督 この法人の芸術的分野の指揮監督において功績のあった者
4. 名誉音楽監督 この法人の音楽的分野の指導監督において功績のあった者
5. 特別名誉職位 1～4の名誉職において特段の功績大なる者に対し、その名誉職称号に「特別」の2文字を関した称号(特別名誉顧問、特別名誉理事等々)を設ける事ができる。
6. 特別職位 その他の名誉職位 特別顧問、特別芸術監督等、該当者経歴及び功績に相応しい称号を都度審議して決定する

第5条 各名誉職位授与者については、ご本人の同意を得て、この法人のホームページ、各公演の広告資料等にその氏名を掲載する事ができる。

第6条 各名誉職位からの退位は、当人の申し出または、理事会の議決による。

以上

C

C